

みどり通信

第185号 2011. 2. 7

CONTENTS

● ひと言発言	P1	● 損害保険	P7
● 税務	P3	● ニューフェイス	P8
● 一倉 定 経営心得	P4	● あとがき	P8
● 社会保険	P5	● 営業カレンダー	P9
● 生命保険	P6		



1月21日に経営計画発表会を開催させていただきました。
ご参加いただきました当事務所のお客様企業、関係企業のみなさま、
本当にありがとうございました。

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

2月

“ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」）を掲載いたします。
次の内容は、2月6日のホームページ掲載のものからです。

『“てんびんの詩”は何度見ても涙が・・・』

月刊誌・日経トップリーダーの2月号の特集は「近江商人の経営パワー」。その特集記事の中に、イエローハット創業者鍵山秀三郎さんの記事が2ページにわたって掲載されています。

タイトルは「天秤棒を担ぎ、人のために汗流す。日本の閉塞感を打破する手があり。」鍵山秀三郎さんが、1984年に「私財を投じても伝えるものがある」と考えての決断の末に作られた映画「てんびんの詩」作成の際の思いを語っています。私自身、税理士事務所を開業したばかりの頃、この「てんびんの詩」と出逢い、強烈な感動で涙を流しながら見終えたのを昨日のように覚えております。

その後、いろいろな方々に紹介したり、団体でのバス旅行の際にこの映画を上映しみんなと涙を流しながら繰り返し見たことも。何度見ても感動するものですね。知る人ぞ知る名作であります。

この「てんびんの詩」のあらすじの一部を紹介すると・・・・。

時代背景は大正か、昭和初期。物語は近江商人の家に生まれた主人公近藤大作が小学校を卒業するところからはじまる。

その日、大作は父親から祝いの言葉と共に、包を贈られる。中に入っていたのは鍋蓋だった。彼には意味がわからない。だが、そのなんの変哲もない鍋蓋が大作の将来を決めることになる。

父親は彼にそれを売ってこいというのだ。それを売ることもできないようなら商家跡継ぎにはできないと…。

大作の前には商いの心を、近江商人の魂を模索する辛苦に満ちた日々が待っていた。店出入りする者の家を回るが、親の威光を嵩にきた押し売りのような商いがうまくゆくはずもない。さりとて、見知らぬ家を訪ねても、けんもほろろ、ろくに口さえきいてもらえない。

親をうらみ、買わない人々をにくむ大作…。父が茶断ちをし、母が心で泣き、見守る周囲の人々が彼以上につらい思いをしていることに、まだ大作は気づかない。時には甲賀壳薬の行商人にならいもみ手の卑屈な演技をし、時には乞食娘をまねて、農家の老夫婦を泣き落としにかけたりもするが、しょせん、うそとまねごと。心のない商いは人々の

反感を買うだけだ。いつしか大作の目には涙が…。

そんなある日、農家の井戸の洗場に浮んでいる鍋をぼんやりと見つめながら、大作は疲れ切った頭で考える。

「鍋蓋が無うなったら困るやろな。困ったら買うてくれるかもしねん。」

しかし、その次の瞬間 “この鍋蓋も誰かが自分のように難儀して売った鍋蓋かもしねん” と思う。大作はただ無心に鍋蓋を洗いはじめる…。近づく足音にも気づかない大作。

女が問う。

「何で、うちの鍋、洗ろうたりして。お前どこのもん。」

大作、思わずその場に手をついて「かんにんして下さい。わし悪い奴です…なんにも売れんかったんやないんです。モノ売る気持ちもでけてなかつたんです。そんな三ヵ月やつたんです。」

彼の顔をふいてくれる女。それは、母親が実の子にする愛の行為そのものだった。そして、大作が我が子と同じ 13 歳と知った女は、彼の鍋蓋を売ってくれという。売れたのである。はじめて、卖れたのである。

“売ればわかる” といった父親の言葉の意味を大作は知る。

売る者と買うものの心が通わなければ、モノは卖れないということを…。人の道にはずれて、商いはないということを…。

ぜひ一度ご覧いただく価値大です（数日程度であれば当事務所所有の D V D をお貸しいたしますよ）。

D V D の販売は下記で行っています。

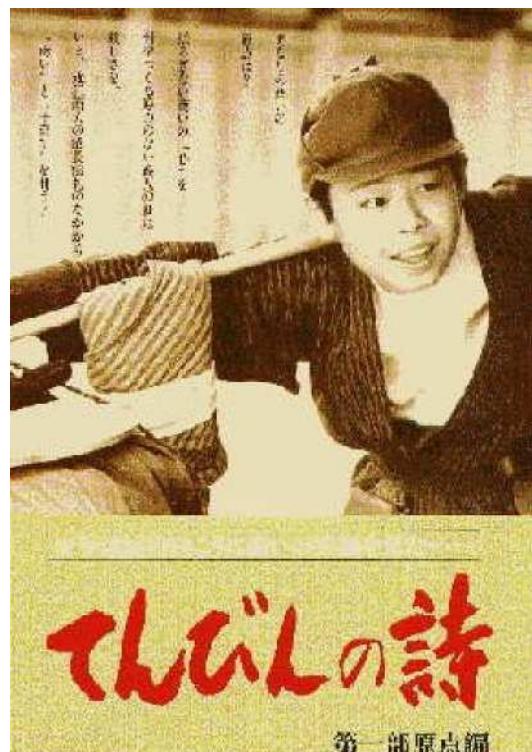
“てんびんの詩” は、第 1 部・第 2 部・第 3 部の 3 部作です。

“にんげんだもの” も涙がこみ上げてくる映画です…。

自分の利益ばかりを考える風潮は今の日本にはさらに強くなっているといわれています。今こそ、近江商人の目先の利益を追わず何代にもわたって続く商売をしたいのですね。

まさに「てんびんの詩」は、鍵山さんが “三方よし” を学ぶために作られた映画です

<http://www.ryousyo1000.com/28.html>



税理士 山 口 昇

税務

確定申告の時期になりました！

平成22年分の確定申告の時期がやってまいりました。関係書類等、申告に必要となる資料の準備はもうお済みですか？給与所得が1ヶ所からのみであり年末調整ですべて完結済み、という方は別ですが、2ヶ所以上から給与所得があったり、給与所得以外にも所得があるというかたは確定申告が必要となります。また、場合によっては、源泉税等が納めすぎとなっていて確定申告で還付を受けないと損してしまっている、などといった場合もあります。そのほかにも、確定申告をすることにより受けられる控除・特典等もありますので、ご自身の昨年の状況がどうだったか等、今一度のご確認をお願いします。

◇今回の申告での改正等について◇

平成22年においても、例年同様さまざまな税制改正がありました。今回申告対象の平成22年から適用となるもののうち、多数の方に該当・影響が考えられる様なものはほとんどなく（寄付金控除の計算で、平成21年分申告まで5千円を超える部分の金額とされていたものが、今回の申告より2千円を超える部分の金額と改められました。）、昨年と比較して所得の金額や扶養の状況等に大きな変化が無い場合には、申告の内容・納付税額についてはほぼ同じとなる方が大勢を占めると思われます。

（よくご質問をいただく、扶養控除の見直し・適用除外につきましては、来年におこなう平成23年分の申告からの適用となります。今後のみどり通信で随時ご案内させていただきますので、ご確認をお願いいたします。）

※納税に際しては、口座振替の利用をおすすめいたします。

振替納税を利用されない個人の方につきましては、所得税は3月15日、消費税は3月31日の申告期限が納付期限となります。

口座振替を利用された場合、預貯金口座からの振替日は、約1ヶ月先の
所得税は4月22日（金）、消費税は4月27日（水）
となります。振替日の数日前には、預貯金残高をご確認下さい。（残高不足等で引落しが出来なかった場合には、申告期限の翌日から延滞税がかかります。）

所得税の確定申告につきましては、所得の内容や家族構成、その他その年における状況など、皆さん一人一人の担税力を考慮した税額計算の仕組みとなっています。個々のケースによって、それぞれ細かい規定等がありますし、また、デリケートな問題も数多く含まれておりますので、まずは早めに担当スタッフまで遠慮無くご相談・お問い合わせをお願い致します。

<西丸 保幸>

一倉定の経営心得シリーズ

その十四

事業は学問でもなければ理論でもない。
事業の存続を実現する戦いなのである。

事業経営は「市場活動」である。

この最も基本的なことが忘れられ、企業の内部を管理することが事業の経営であるかのような錯覚にとらわれている人々が大部分である。世にいわれる「経営学」なるものは、この錯覚にもとづく間違った思想と理論に満ち満ちている。そしてそれが計り知れない害毒を社会に流しつづけているのである。

事業経営の最高責任者である社長は、「この妄想に惑わされることなく、事業に対する正しい認識——事業の本質は市場活動である——を持たなければならぬ。そうでないと、正しい事業の経営はできないのである。」

マネジメントと称する内部管理の理論は、事業経営を知らないやからの、きれい事の観念論である。事業経営にきれい事は危険である。事業は学問でもなければ理論でもない。事業の存続を実現する戦いなのである。

公的年金と確定申告

年金は所得です。年金は雑所得として、所得税がかかります。ただ所得税がかかる年金とそうでない年金があります。

基本的には、老齢年金に関する年金には所得税がかかりますが、障害や遺族年金については、生活保障という意味合いが強いため、所得税はかかりません。

年金にかかる所得税の徴収方法は会社員などと同じような源泉徴収制度が採用されています。つまり、年金が支払われる都度所得税額を控除されることになります。（65歳未満で年金額が108万円以上の方及び65歳以上で年金額が178万円以上の方です）

また、源泉徴収されている方については、毎年10月末頃に日本年金機構から「扶養親族等申告書」が郵送されます。

この申告書に必要な事項を記入押印し、期限内に日本年金機構に返送すると、所得控除をうけることができます。

扶養する家族がいる場合、控除額は最低でも65歳未満で月9万円、65歳以上なら月額13万5000円です。なお、扶養する家族がない場合でもこの申告書を返送しないと、自分自身の基礎控除が受けられなくなります。

源泉徴収されている方で、扶養親族等申告書を提出されていない方は、確定申告をして精算しましょう。

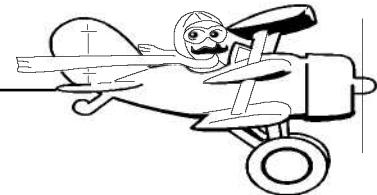
詳しいことは、当事務所担当職員
までお問い合わせ下さい。



経営者のための生命保険講座 第 143回

今回のテーマ

三大疾病の保障について



今回は最近人気がある特定疾病の保障についてご紹介いたします。
日本人の死因上位3位を占める疾病で、これらの疾病で所定の状態になった時に保険金をお支払いたします。

三大疾病の死亡者数の推移

死因順位	昭和55年 (1980)		平成2年 (1990)		12年 (2000)		21年 (2009)		22年 (2010)	
	死因	死亡数	死因	死亡数	死因	死亡数	死因	死亡数	死因	死亡数
第1位	脳血管疾患	162 317	悪性新生物	217 413	悪性新生物	295 484	悪性新生物	344 105	悪性新生物	352 000
第2位	悪性新生物	161 764	心疾患	165 478	心疾患	148 741	心疾患	180 745	心疾患	189 000
第3位	心疾患	123 505	脳血管疾患	121 844	脳血管疾患	132 529	脳血管疾患	122 350	脳血管疾患	123 000

日本人の死亡原因でがん30%、心疾患16%、脳血管疾患10%と合計で約60%が三大疾病です。
最近は医学の進歩のおかげで、生存率は大幅にアップしております。

そこで注目を集めているのが

特定疾病保障保険

特定疾病保障保険とは？

がん・心筋梗塞、脳卒中で所定の状態になった時に、保険金を治療費として受け取れる保険です。
三大疾病と治療するには高額な医療費や入院費がかかるので、診断された時に保険金を受け取れる「特定疾病保障保険」は本人や家族の負担を和らげます。また、治療のため収入が減ってしまった時の補填としても使うことができます。

三大疾病以外で亡くなられた場合でも保険金は支払われますので安心です。

今回は「特定疾病保障保険」についてみてみました。一括で受け取るタイプや年金として受け取るタイプの保険もあります。内容等詳細については、具体的な相談に応じますので、お気軽に声をかけてみてください。

<担当:西丸保幸>

貴社のリスク対策は万全ですか？

地震・水害・台風等の自然災害や労災事故、商品に対するクレームなど、企業経営には様々なリスクが存在します。このようなリスクへの対策には、自社にどのようなリスクがあるかをしっかりとつかむことが大切です。企業を取り巻くリスクには大きく分けて次のようなものがあります。

自動車の運行リスク

- 社有車事故による賠償責任
 - 社有車事故による車両損害（自動車、二輪車）
 - マイカー通勤車両による賠償責任
- ↓
- ・自動車保険（対人・対物賠償、車両保険）

財務上のリスク

- 建物・設備・什器の火災、落雷、風災、破損等のリスク
 - 商品・原材料の火災、落雷、風災、破損等のリスク
 - 水害リスク（洪水等のリスク）
- ↓
- ・各種火災保険、動産総合保険、盗難保険、機械保険、工事保険

賠償責任のリスク

- 業務遂行中の第三者への賠償責任
 - 生産物及び仕事の結果による賠償責任（P L）
 - 情報漏洩事故による賠償責任
- ↓
- ・総合賠償責任保険、施設賠償責任保険、請負賠償責任保険
 - ・生産物賠償責任保険、情報漏洩保険

身体上のリスク

- 経営者・会社役員の死亡、ケガ、病気
 - 従業員の死亡、ケガ、病気
- ↓
- ・経営者の生命保険・傷害保険、従業員の生命保険・傷害保険
 - ・政府労災保険・労災総合保険、所得補償保険、医療保険

収益上のリスク

- 火災事故等による営業活動停止による売上減少
 - 食中毒の発生による営業停止の売上減少
- ↓
- ・利益保険、店舗休業保険、食中毒利益保険

自社で起こりうる様々なリスクを分析し、総合的なリスクマネジメントを実践していきましょう。

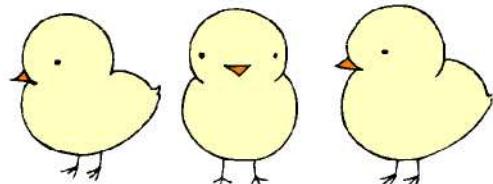
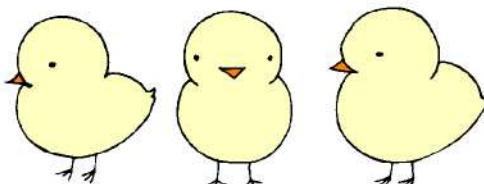
ニユーフェイス

はじめまして、12月20日に入社しました 伊藤貴文 と申します。

以前はIT業界に約12年間携わっていましたが、中小企業の活性化に少しでもお力になりたいと思い、当事務所に入社させていただきました。

現在、所長をはじめ、スタッフの皆様に支えられながら、日々学ぶことばかりですが、少しでも早くお客様に喜んでいただけるよう頑張っていきたいと思います！

どうぞ宜しくお願ひいたします。



◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日



日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28					



日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		



関与先企業さまへお知らせ

お客様の広告チラシ等がございましたら、月1回発行のみどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 山口 昇税理士事務所

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail:yn@tkcnf.or.jp